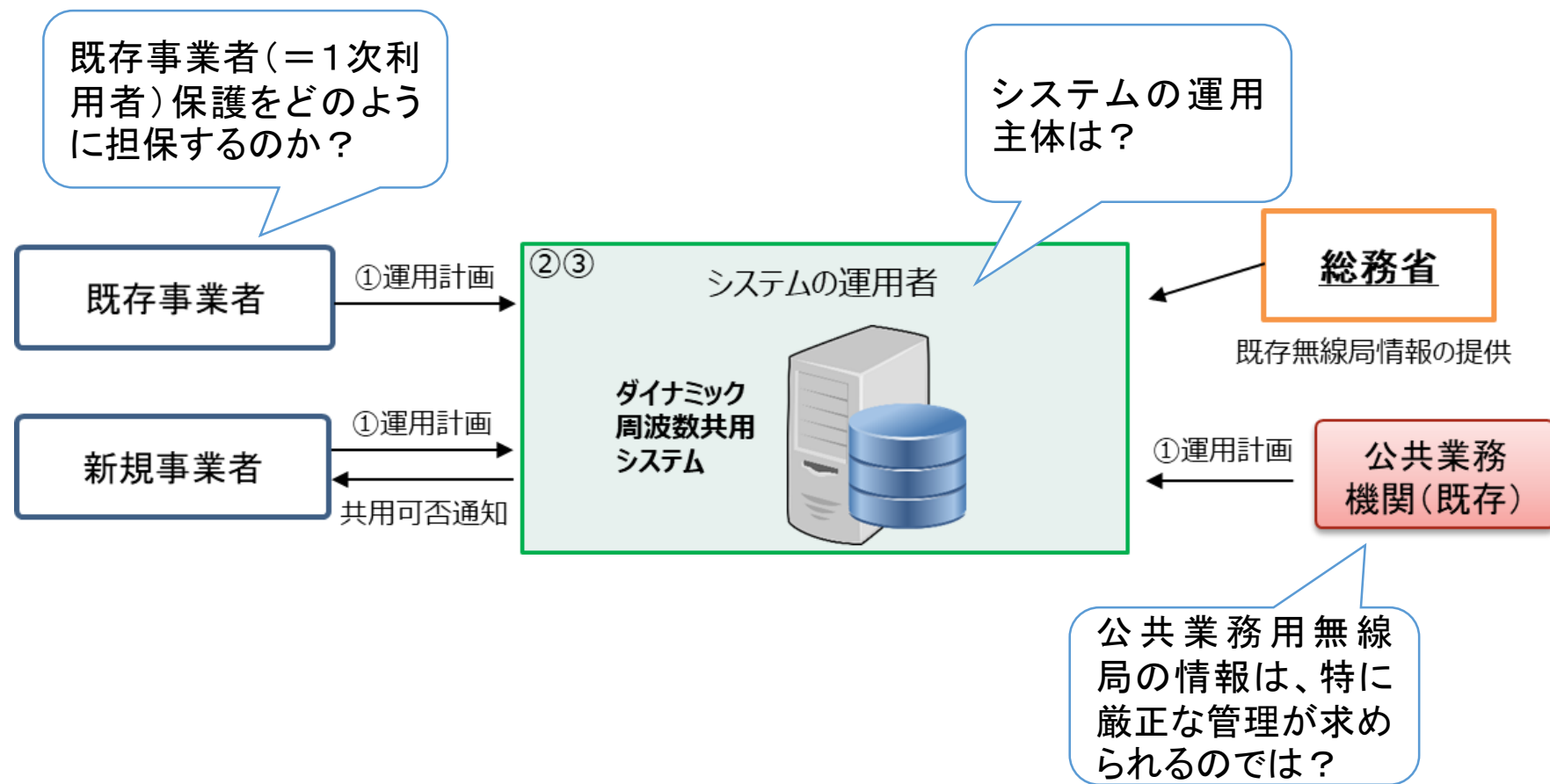


速やかに更なる検討が必要と考えられる課題例

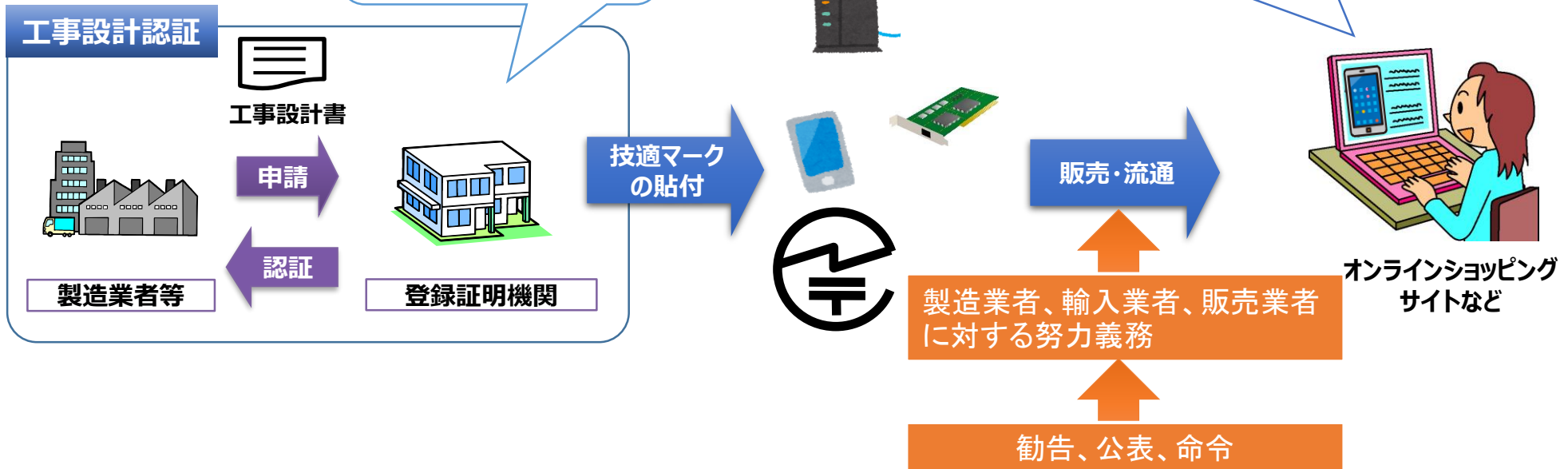
令和元年9月3日

- ダイナミック周波数共用システムを実運用するためには、運用主体の在り方や、既存事業者の保護の担保、無線局情報の適正な管理等の取扱いについて検討が必要。



- スマホ等の無線機器は、同一筐体に複数のモジュールを搭載して販売されるものが多い。
⇒ 一部の機能についてのみ技適を取得し、他の機能については技適未取得のまま販売されるという事案も発生。
- 外国製の無線設備の流通増加に伴い、ショッピングサイト等において、我が国の技術基準に適合していない無線設備を一般消費者が容易に購入できる状況。

技適の認証フローの例



- 新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が拡大する中、ワイヤレス人材の不足が見込まれる。特に、これまで電波利用システムの構築・運用経験がなかった自治体や企業といった新規ユーザー等では、ワイヤレスを活用するための基礎知識を有する人材の不足が課題となる。
- こうした人材の育成に向け、電波有効利用成長戦略懇談会報告書（平成30年8月）の人材育成に関する提言を踏まえて、新規ユーザー等が知っておくべき観点を検討する必要がある。



- 東南アジア各国中心に行われている電波システム海外展開について、同エリアでの海外展開実績も考慮し、社会課題解決先進国として、通信・放送の垣根を超えて、戦略的な電波システムの海外展開が進むよう対応することが必要。

